

「登園許可書」が必要な感染症について

らうらうベビールーム

登園許可書は、意見書（医師が記入）、登園届（保護者が記入）の2種類あります。

下記を参照し、感染症罹患後の登園時は、登園許可書を提出してください。登園はかかりつけ医の指示に従いましょう。

● 意見書（医師が記入）が必要な感染症

	病名	登園の目安
1	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過していること
2	風しん	発しんが消失していること
3	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
4	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
5	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
6	咽頭結膜熱(別名:プール熱) (アデノウイルス感染症も同様)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
7	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
8	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O11等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
9	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
10	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
11	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
12	インフルエンザ	発症した後、5日間を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること
13	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること

● 登園届（保護者が記入）が必要な感染症

	病名	登園の目安
14	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
15	マイコプラズマ肺炎	熱がなく、激しい咳がおさまっていること
16	手足口病	熱や口の中の水泡・潰瘍に影響されず、普段の食事がとれること
17	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること（便は元気なときの便の状態に戻っていること）
18	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好で、機嫌よく過ごせるようになっていること
19	ヘルパンギーナ	熱や口の中の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
20	RSウイルス感染症	咳などの呼吸器症状が消え、全身状態が良好で、機嫌よく過ごせるようになっていること
21	突発性発しん	熱がなく、全身状態が良好で、機嫌よく過ごせるようになっていること
22	带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること

● 登園許可書は不要、場合によって医師の診断や治療が必要な感染症

23	アタマジラミ	スミスリンシャンプーによる駆除を開始していること
24	伝染性軟属腫(水いぼ)	傷がじゅくじゅくになって浸出液が出ているときはガーゼで覆うこと
25	とびひ(伝染性膿痂疹)	傷がじゅくじゅくになって浸出液が出ているときはガーゼで覆うこと

保護者の皆さまへ

ベビールームは、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場あり、感染症が拡大しやすい環境です。そのため、下記の感染症については、登園の目安を参考に、医師の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

尚、ベビールームでの集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、お願いします。登園後感染を広げかねない症状が見られましたら、ご連絡させていただきますことをご了承ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後、1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後、数日間	熱がなく、激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した、数日間	熱や口の中の水泡・潰瘍に影響されず、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良好で、機嫌よく過ごせるようになっていること
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること(便は元気なときの便の状態に戻っていること)
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	熱や口の中の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状(咳・鼻水)のある間	咳などの症状が消え、機嫌よく過ごせること
突発性発しん	-	熱がなく、機嫌よく過ごせること
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること

登園許可書 (医師の診断を受け、保護者による登園届)

らうらうベビールーム 殿

園児氏名 _____

(病 名) _____

(医療機関名) _____ (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

